

憲法 (配点 60 点)

以下の設例を読み、後記の各設問に答えなさい。

【設例】

A市に居住する女性Xには中学1年生と3年生の2人の子供がいる。Xは元夫のDV（家庭内暴力）が原因で離婚し、現在、生活保護法に基づいて月額合計18万円の生活扶助費（食費や光熱費等に充当されるもの）及び教育扶助（義務教育に伴って必要な学用品や給食費に充当されるもの）の支給を受けている。

厚生労働省は、生活保護受給件数の増加に対応するため、生活保護の給付水準を定める保護基準（生活保護法8条2項）の見直し作業に着手し、厚生労働大臣は保護基準の引き下げを行った。

A市は、上記保護基準の引き下げに基づき、Xへの生活扶助費と教育扶助費の支給額を合計で2万円減額し、月額16万円とする処分（以下「本件処分」という）を行った。

Xは近所のスーパーマーケットでパートタイマーとして働いているが、持病のため長時間の勤務が困難であり、日々の生活に困窮している。Xは、厚生労働大臣が行った保護基準の引き下げは、健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法25条1項に違反するものと考えている。

【設問1】 (配点 30 点)

生存権保障（憲法25条1項）の法的性格について、プログラム規定説、抽象的権利説、具体的権利説を、それぞれ説明したうえで、どの見解が適切かを論じなさい。

【設問2】 (配点 15 点)

厚生労働大臣は保護基準の引き下げについて裁量権を有するかを論じたうえで、いわゆる「制度後退禁止原則」について説明しなさい。

【設問3】 (配点 15 点)

厚生労働大臣が行った保護基準の引き下げは憲法25条1項に違反するものであり、右保護基準に基づく本件処分は違憲であるとの主張は認められるか。

【資料】

○生活保護法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（最低生活）

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（基準及び程度の原則）

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（種類）

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助

（以下略）

（生活扶助）

第12条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの（以下略）

（教育扶助）

第13条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品
- 二 義務教育に伴って必要な通学用品
- 三 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの